別表第四十四（第七条第三項関係）〔平成32年2月までの間に法第89条第2項の規定による申出に係る期間が終了する被保険者が、当該期間が終了するまでの全ての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

法第89条第2項による申出に係る期間が終了する予定年月		前納する月	
		平成30年	
		4月	10月
		円	円
平成30年	4月	16,290	—
	5月	32,520	—
	6月	48,700	—
	7月	64,830	—
	8月	80,900	—
	9月	96,930	—
	10月	112,900	16,290
	11月	128,820	32,520
	12月	144,680	48,700
平成31年	1月	160,500	64,830
	2月	176,260	80,900
	3月	191,970	96,930
	4月	207,700	—
	5月	223,370	—
	6月	239,000	—
	7月	254,570	—
	8月	270,100	—
	9月	285,570	—
	10月	300,990	—
	11月	316,360	—
	12月	331,680	—
平成32年	1月	346,950	—
	2月	362,180	—